

名古屋市交通局管理規程第1号

連絡運輸規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月7日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

第17条の5第4号中「以下同じ」を「以下「精神障害者保健福祉手帳（1級）」という」に改める。

第17条の6第4号中「精神障害者保健福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳（1級）」に改める。

第17条の6の2ただし書を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 高速電車線とリニモの間を連続して乗車する場合には、第17条の5第4号に定める者

第17条の6の2に次の1号を加える。

(4) 高速電車線と名鉄線又はJR東海線の間を連続して乗車する場合には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額が第一種と記載され、かつ、本人の写真が表示されているものに限る。以下「精神障害者保健福祉手帳（第一種）」という。）の交付を受けている者

第17条の6の3第3号中「精神障害者保健福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳（1級）」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 前条第4号に定める者は、精神障害者保健福祉手帳（第一種）

第22条のただし書を削る。

別表第1連絡運輸の範囲2JR東海線(1)定期券アの表JR東海線の欄中「東海道本線 醒ヶ井～函南の各駅」を「東海道本線 米原～熱海の各駅及び大垣～美濃赤坂の各駅」に、「中央本線 名古屋～中津川の各駅」を「中央本線 金山～中津川の各駅」に、「豊川の」を「本長篠の」に改め、「御殿場線

沼津～下曾我の各駅」を削除し、同号イのＪＲ東海線の欄中「中央本線 名古屋～中津川の各駅」を「中央本線 金山～中津川の各駅」に改める。

別表第２の２ＪＲ東海線の表ＪＲ東海線の欄中「中央本線 名古屋～中津川の各駅」を「中央本線 金山～中津川の各駅」に改める。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表第１及び別表第２の改正規定は、令和７年３月１５日から施行する。